

火災予防対策について

甲府地区消防本部 予防課

1 近年の社会福祉施設等の火災事例

死者が発生した社会福祉施設等の主な火災

発生年月日	119番 入電時間	場 所	種 別	死 者	負傷者
H18年 1月 8日	2時32分	長崎県大村市	認知症 グループホーム	7 人	3 人
H20年 6月 2日	2時33分	神奈川県綾瀬市	知的障害者施設	3 人	1 人
H21年 3月19日	22時55分	群馬県渋川市	未届け有料 老人ホーム	10 人	1 人
H22年 3月13日	2時25分	北海道札幌市	認知症 グループホーム	7 人	2 人
H25年 2月 8日	19時43分	長崎県長崎市	認知症 グループホーム	5 人	7 人
H29年 3月12日	1時5分	愛媛県北宇和郡	障害者支援施設	3 人	2 人

発生年月日	119番 入電時間	場 所	種 別	死 者	負傷者
H27年 5月17日	2時10分	神奈川県川崎市	簡易宿泊所	10 人	18 人
H29年 5月 7日	23時20分	福岡県北九州市	共同住宅	6 人	5 人
H30年 1月31日	23時40分	北海道札幌市	下宿	11 人	3 人

過去の火災では、初期消火の未実施、119番通報の遅れ、避難誘導の不備などにより大きな被害が出ています。

平成27年には消防法が改正され、社会福祉施設の種類や規模により、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置の設置、自動火災報知設備と火災通報装置の連動が義務化されハード面が強化されました。

しかし、施設の防火体制の強化のために大切なのは、万が一火災が発生した場合に「職員の方が的確な行動をとることができる」というソフト面です。

そのためには実践的な消防訓練を実施し、職員全員が初期消火、119番通報、避難誘導を的確に実施できることが重要です。

2 過去3年の建物火災における死者数、負傷者数

	種 別	建物火災	死者数	負傷者数
平成30年中 (暫定値)	全 国	20,703 件	1,137 人	5,100 人
	山梨県	146 件	6 人	25 人
	GH・社会福祉施設(全国)	113 件	1 人	22 人
	GH・社会福祉施設(山梨)	0 件	0 人	0 人
平成29年中	全 国	21,365 件	1,142 人	5,198 人
	山梨県	156 件	6 人	31 人
	GH・社会福祉施設(全国)	131 件	3 人	27 人
	GH・社会福祉施設(山梨)	0 件	0 人	0 人
平成28年中	全 国	20,991 件	1,114 人	5,058 人
	山梨県	138 件	9 人	32 人
	GH・社会福祉施設(全国)	106 件	2 人	9 人
	GH・社会福祉施設(山梨)	0 件	0 人	0 人

(総務省消防庁「火災の状況」から作成)

3 消防訓練の実施

被害を最小限に抑えるために、消防訓練の定期的な実施が必要です。防火管理者が必要な建物は、消防計画に基づいて年2回以上の訓練の実施と実施前に消防機関へ通知することが義務付けられています。

特に施設職員が一番少ない時間を想定した訓練の実施や、訓練実施後に検証を行い、問題点や課題等を見つけて施設の実態に適したものに改善していくことが大切です。

《 消火訓練 》

- 職員全員が消火器の位置を把握する。
- 現場を確認するときは、消火器を携行し、火災を確認したら火事だと叫ぶ。
- 職員全員が消火器を取り扱えるようにする。
- 出火室の入所者を避難させたうえで、消火器で初期消火をする。
その後部屋の出入口を閉めると煙の拡散防止、火災の拡大抑制が期待できます。
- ・消火器で初期消火ができれば、被害は最小限になります。

消火器の使い方		
① 安全ピンに指をかけ、上に引き抜く	② ホースをはずして火元に向ける	③ レバーを強く握って噴射する
		

《 避難訓練 》

- 施設の実態に合わせた避難方法を考えることが必要です。
- 施設職員が一番少ない時間を想定した訓練を実施する。
- 火災が発生した部屋から入所者を避難させる。
 - ・火災が発生した場合、限られた時間内に多くの方を助けるために、出火階の入所者を一時的にベランダや隣の区画へ避難させることも有効です。
 - ・避難通路となる廊下や階段、避難口には避難の障害になるようなものや、燃え易いものを置かない。
 - ・出火階にできるだけ多くの職員が集まり、避難をさせることも有効です。



《 通報訓練 》

- 職員全員が火災通報装置の仕組みを理解し、使用方法を習得すること。
- 職員全員が119番通報をすることができること。
- ・119番通報時、パニックになりやすいので、電話機の近くに「施設の名称、所在地、電話番号、近くの目標になる建物名など」を明示しておきましょう。

4 出火防止対策

全国の出火原因の上位は「たばこ」、「放火」、「こんろ」、「たき火」となっており、特に「放火」と「放火の疑い」を合わせると、毎年出火原因の1位となっています。出火防止対策としては、次のようなことが挙げられます。

- ・たばこやライター等の管理、喫煙場所の管理を徹底する。
- ・吸い殻は水に浸してから捨てるなど適切に処理する。
- ・こんろは安全装置が付いたものを使用し、台所等の所定の場所以外では使用しない。
- ・こんろや暖房器具等は可燃物と遠ざける。(近くに洗濯物を干さない。)
- ・火気の使用中はその場を離れない。
- ・たこ足配線はせず、プラグ等は乾いた布等で定期的に清掃する。
- ・電気コードは家具等の下敷きにならないようにし、コードに折れ、傷、よじれが生じないように管理する。また、束ねたまま使用しない。
- ・電気機器はコンセントや電源タップの許容電流以上のものを使用しない。
- ・こんろ、暖房器具、電気機器等は日常的に点検し、正常に作動しないものは、そのまま使用しない。
- ・施設の外周部に燃えやすいものを置かない、照明を設ける等の放火防止対策を行う。
- ・施設で使用している電気製品などの、リコール情報を確認する。
(経済産業省・消費者庁などのホームページで検索可能)

5 その他

- ・施設内で使用するカーテン、じゅうたんなどは防炎性能を有する物の使用が義務付けられています。必ず防炎性能のある物を使用してください。
- ・使用する寝具類等(布団カバー、パジャマなど)は「防炎製品」を使用することも防火上有効です。
- ・防火戸がある施設は、防火戸の閉鎖障害となる



ようなものが置かれていないか、日常的に確認をして下さい。防火戸が閉まらないと火災の際、他の区画にも煙が拡散したり、火災が拡大し被害が大きくなります。

- 新たに事業を始める場合や施設の移転、サービスを変更したりする場合は、防火管理者の選任義務が生じたり、新たな消防用設備等の設置や、改修が必要になる場合があります。

また、室内の間仕切り変更を行うと、スプリンクラーの散水障害や未警戒、自動火災報知設備が未警戒になる場所が生じ、消防法令に適合しなくなる場合があります。建物の改修や、消防用設備等を移動、改修、撤去するなどの工事を行う場合は、事前に管轄の消防本部・消防署の予防担当にお問い合わせください。

6 違反対象物の公表制度

この制度は、不特定多数の者が利用する建物で、設置義務があるにもかかわらず屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備のいずれかが、未設置の建物など、重大な消防法令違反がある建物に関する情報（建物名、所在地、違反の内容など）を消防本部のホームページで公表する制度です。

甲府地区消防本部では、平成30年4月1日から開始しています。

県内の他の消防本部も、令和2年4月1日までには随時実施する予定です。

公表する対象や内容等は、消防本部ごとに異なります。

7 水平避難訓練マニュアルについて

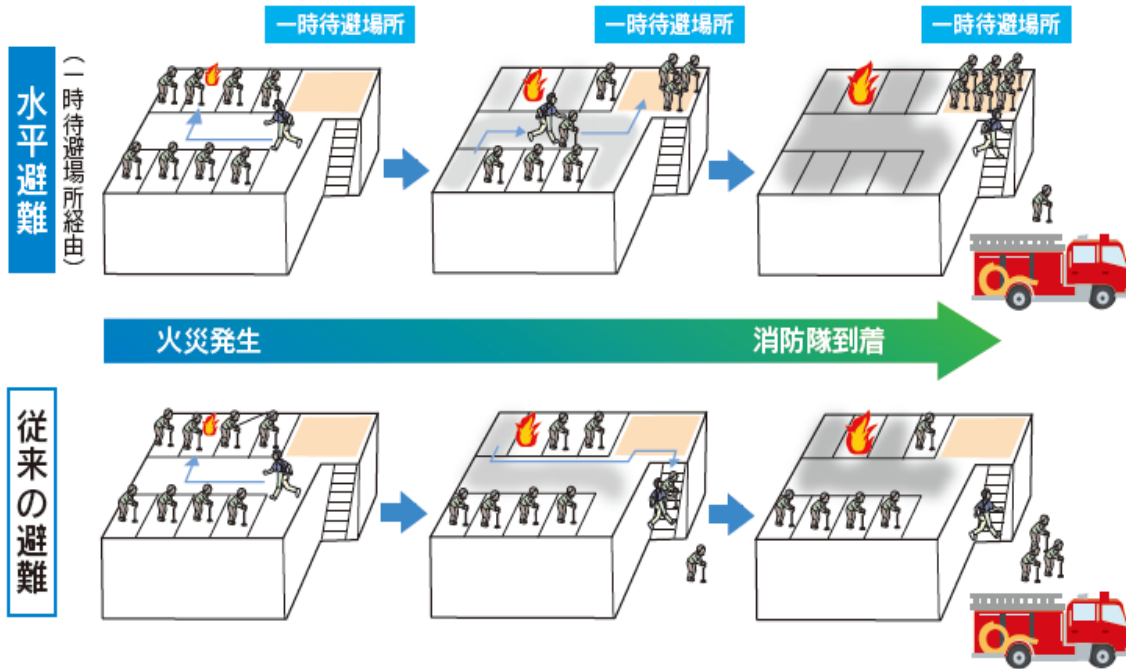
水平避難訓練マニュアルとは、「避難上有効なバルコニーや、防火区画が設置されていない」比較的小規模な自力避難困難な方が利用する施設で、夜間に火災が発生した時、施設の利用者に比べて少ない職員で、利用者の安全を確保するために、一時的に待避可能な屋内の場所（一時待避場所）への「水平方向の避難」による実践的な訓練マニュアルのことで、次の5つの条件に該当する施設を想定しています。

- ① 避難上有効なバルコニーや、防火区画が設置されていないもの。
- ② 建物の主要構造部が準耐火構造または耐火構造であるもの。
- ③ スプリンクラー設備（特定施設水道連結型含む）かパッケージ型自動消火設備が設置されていること。
- ④ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動がされていること。
- ⑤ 地下または3階以上に自力避難困難な方が利用する居室がないこと。

従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

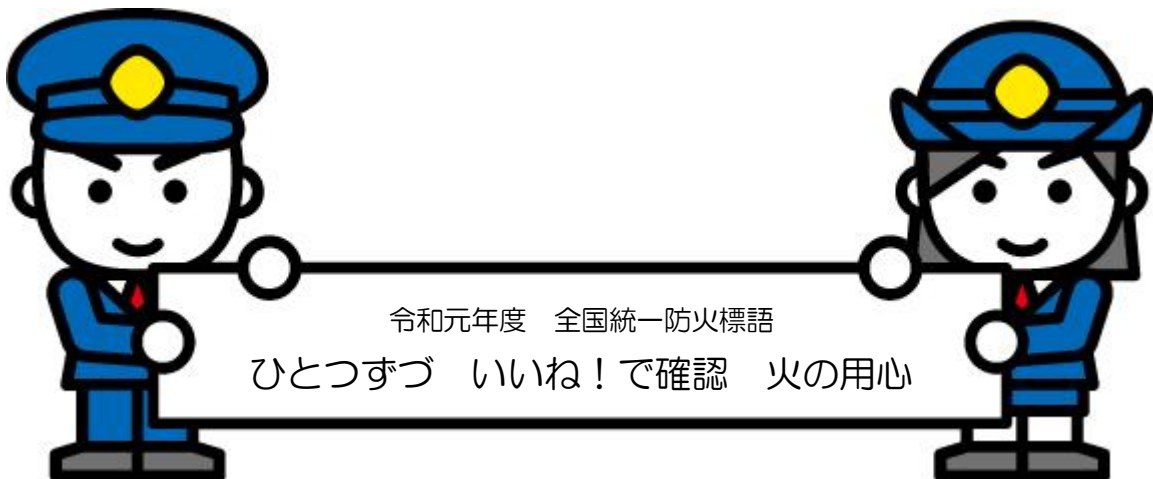
- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと（「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮）。
- ③ 外部との連絡が可能であること。



※総務省消防庁「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアルリーフレット」より抜粋

詳しくは、総務省消防庁のホームページでご確認ください。

(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-2.html>)



違反対象物の公表制度始まる!!

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します!!



違反対象物の公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「**重大な消防法令違反**」を公表する制度です。

公表の対象となる建物は

甲府市・甲斐市(旧竜王町・旧敷島町に限る。)・中央市・昭和町にある**特定防火対象物***が公表の対象です。

*特定防火対象物とは、劇場、公民館、遊技場、風俗店、飲食店、物品販売店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物《消防法施行令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項》

公表の対象となる違反は

公表の対象となる建物に、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**又は**自動火災報知設備**の設置義務があるもののうち、次のいずれかに該当するものが公表になる違反です。

- ①これらの設備が一切設置されていないもの。
- ②これらの設備の維持管理不良により主たる機能が喪失しているもの。

公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者にその旨を通知した日から14日が経過しても引き続きその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

公表の方法は

甲府地区広域行政事務組合消防本部のホームページへ掲載します。

甲府地区消防 違反
 <http://www.kfd.or.jp/ihan/>

公表の内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容(店舗等の名称を含む。*)
- ④その他消防長が認める事項

*建物の店舗等のみに違反が生じた場合は、店舗等の名称も公表します。



平成30年4月1日から制度開始!!

甲府地区広域行政事務組合消防本部

公表までの流れ

違反建物情報は甲府地区広域行政事務組合消防本部のホームページで公表します。



消防本部・消防署の立入検査

法令違反があった場合には…



ホームページで公表



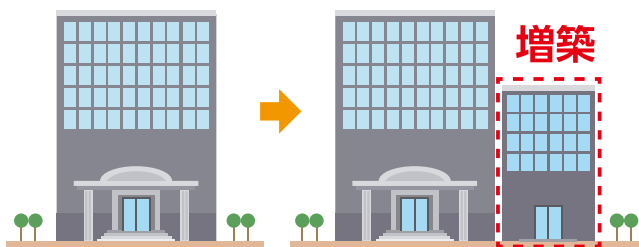
消防本部のホームページで公表

違反を公表する旨を関係者に通知

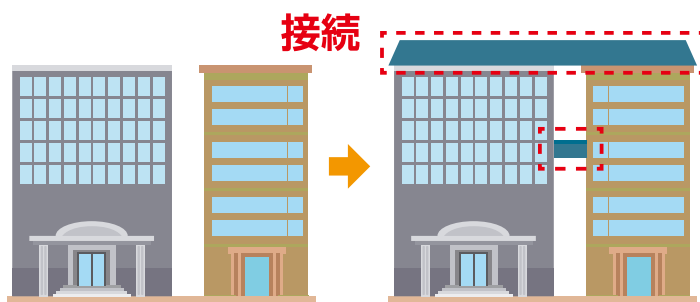
建物関係者の方へ

あなたの所有(管理・占有)する建物に次のような変更を行う場合は、**新たに消防用設備等の設置が必要**となる場合がありますので、事前に消防本部・消防署にご相談ください。

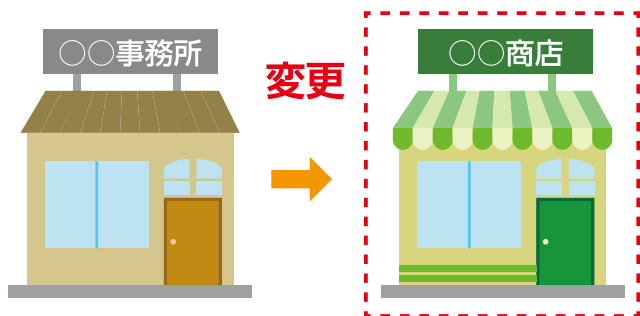
1 増改築を行う場合



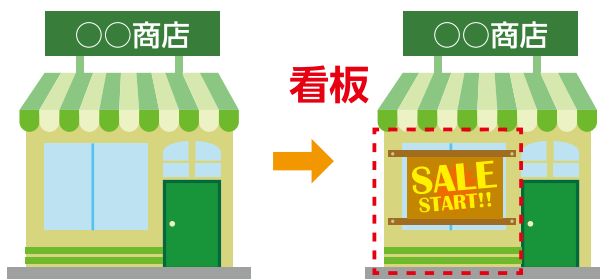
2 隣接建物と接続などを行う場合 (屋根や渡り廊下などで接続)



3 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途に変更又は新たに入居する場合



4 窓等の開口部を看板や物を置いて塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合



お問い合わせは
こちらまで
お願いします



消防本部予防課	違反是正係	055-222-1284	甲府市伊勢三丁目8-23
中央消防署	査察係	055-254-9119	甲府市丸の内一丁目1-19
南消防署	査察係	055-233-1499	甲府市伊勢三丁目8-23
西消防署	査察係	055-276-3825	甲斐市竜王3314-1

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末年始を除く)